

第4章 人権問題の現状と課題

序文

わが国は、日本国憲法で基本的人権を保障し、また、国連が採択した人権関係諸条約を批准し、人権尊重社会の形成に向けた取組を進める中で、国民の人権問題に対する意識は徐々に高まってきました。

しかしながら、地域社会における「同質性」が伝統的に重視され、地域・集団と異なる文化、習慣、立場、意見、行動を「異質」なものとして容易に受け入れないという精神的風土が今なお根強く、また一部に非科学的な因習や慣習にとらわれるなどの側面があり、社会的弱者や少数者に対する偏見や差別が存在しています。

この章では、私たちの身の回りにある様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、解決につなげていく手がかりを述べています。

人は、社会生活の中でだれかに支えられ、またなんらかの形で、だれかを支えている関係にあります。

人権問題はすべての人にかかわる身近で日常的な問題であり、一つの人権問題を正しく学ぶことは、すべての人権問題の理解へとつながります。この理解を通して人権感覚を養い、お互いの尊厳と権利を尊重し合う生き方へと広がりを持たせることが大切です。

1. 同和問題（部落差別）（素案）

（1）基本認識

1961（昭和36）年に「同和対策審議会」が設置され、1965（昭和40）年に「同和対策審議会答申」が政府に提出されました。この答申では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」としています。

封建社会の身分制度において、最下層の身分に置かれた人々は、住む場所や職業、婚姻、交際、服装などあらゆる面で厳しく制限されるなどの差別を受け、人権が踏みにじられていました。

明治時代になると、1871（明治4）年の「解放令」により、江戸時代までの身分制度は廃止され「四民平等」として、これまで差別を受けていた人々は、制度上は平等となりましたが、差別をなくす積極的な政策が行われなかったため、その後も、人々の差別意識は根強く、差別が解消されることはありませんでした。

大正時代になると、差別を受けていた人々の中から差別解消に向けた運動が高まり、1922（大正11）年には、京都市で全国水平社創立大会が行われ、「水平社宣言」が採択されました。

この「水平社宣言」は日本最初の人権宣言とも呼ばれ、部落解放の理念の原点ともなり、不当な差別からの解放をめざす運動が全国的に広がっていきました。

しかし、時代は戦争へと向かい、全国水平社の活動も停止を余儀なくされ差別が解消されることはありませんでした。

和歌山県では、同和問題は、人々の差別意識だけではなく、同和地区住民の生活実態の低位性に具現されていることから、1948（昭和23）年に、国に先駆けた独自施策として、「地方改善事業補助制度」を創設し、基本的人権の尊重と同和問題の早急な解決をめざし、実態的差別（同和地区住民の生活状態にあらわれている差別）と心理的差別（人々の観念や意識の中に潜在する差別）の解消に努めてきました。

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は、憲法で保障された基本的人権に関する課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、国に対し、総合的な施策の実施を求めました。

これを踏まえて、1969（昭和44）年に、「同和対策事業特別措置法」が施行され、実態的差別や心理的差別の解決に向けた総合的な取組が始まりました。以来、2002（平成14）年までの33年間にわたる法的措置が講じられた結果、住環境等に見られた劣悪な状態は大きく改善されました。

また、社会福祉の増進や産業の振興、教育の充実、啓発活動などの取組が実施され、様々な面での格差の是正や、差別意識の解消についても着実な成果を上げてきたところです。

しかしながら、今なお結婚差別や、差別発言、差別待遇等の事案のほか、インターネット上で、差別を助長・誘発するような内容の書込みも多く発生しており、実態的差別は相当に改善されたものの、心理的差別は完全に払拭されたとは言えない状況にあります。

このような状況の中で、2016（平成28）年12月に、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消の必要性について国民の理解を深めるように努めることで、部落差別のない社会の実現をめざしたものです。

今後も、同和問題の解決に向けては、法の理念を踏まえながら、同和問題を人権問題の重要な柱の一つとしてとらえ、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、人権教育・啓発を、今後も積極的に推進する必要があります。

（２）現状と課題

同和問題の早期解決への取組については、前項の基本認識でも述べているように、特別措置法による同和対策事業が推進され、多くの成果がみられました。国や県の施策のもと、田辺市では、合併前の旧５市町村においても総合的な同和行政の推進に全力で取り組んできました。

特に、住環境の整備については、国・県・市町村が一体となり、地域住民の理解や協力を得ながら推進してきた結果、住宅や道路等の劣悪な実態は大きく改善され、実態的差別は相当に解消されました。

また、福祉・教育についても、地区の隣保館や児童館を中心に関係施設と連携した取組を行い、生活を取り巻く課題の解決と教育の機会均等や基礎学力の向上等に、大きな成果を上げてきました。

教育・啓発の分野では、学校教育はもとより社会教育においても、公民館や各種団体等を中心にして人権学習を進め、人権意識の向上を図ってきました。

このように、同和問題の解決に向けた特別対策は一定の成果を上げ、2002（平成14）年３月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効したことにより、行政の取組は、特別対策から一般対策へ移行しました。

田辺市では、立法措置の期限が切れたことが、同和問題の解決をめざす取組の終了を意味するものではなく、その解決は全市民的な課題であるとともに、人権行政の重要な柱であると位置づけ、今もなお存在する同和問題の解決をめざし、各種施策を積極的に推進しています。

2013（平成25）年に和歌山県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、結婚についての差別意識が残っていることや、身元調査が行われていること、家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避けるといった忌避意識が残っていることなどが課題としてみられます。

また、インターネット上で、差別を助長・誘発するような内容の書込みも多く発生しており、同和問題に関する誤った意識や偏見が潜在する心理的差別は払拭されていないのが現状です。

さらに、同和問題を口実に企業や行政機関などへ不当な要求をおこなう「えせ同和行為」も発生しており、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

このような状況を受け、2016（平成28）年12月に、「部落差別解消推進法」が施行されましたが、田辺市でも、この法の理念を踏まえながら、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と教訓を生かし、基本的な人権を尊重していくための人権教育・啓発を積極的に推進します。

(3) 基本的な取組

① 同和問題についての正しい理解

わが国固有の人権問題である同和問題の歴史的な背景や差別を解消するための努力、同和対策事業の経緯など同和問題について正しい理解を深めるとともに、日常的に行われている言動や慣習の中にも、差別につながる要因が潜んでいないかを考え、気づくことができるように人権教育・啓発を推進します。

② 同和問題は人権問題の重要な柱の一つであるという認識

同和問題には固有の経緯が存在し、わが国の重要な国民的課題であることを認識する必要があります。同和問題の解決があらゆる人権問題の解決につながり、また様々な人権問題の解決が同和問題の解決につながっていくという考え方を大切にされた施策を推進します。

③ 差別を許さない社会の形成

同和問題に関する市民の差別意識は解消に向けて着実に進んでいるものの、悪質な差別落書きやインターネットを悪用した誹謗中傷など、同和問題に起因した人権侵害が今もなお発生している現状があります。

市民一人ひとりが同和問題を「ひとごと」とせず、自分自身の問題としてとらえ、市民の人権意識が全体として差別や偏見・不合理を許さない社会となるよう、啓発活動を推進します。

④ 「えせ同和行為」の排除

同和問題を口実として、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、寄附金を強要したり、高額の書籍を売りつけたりする「えせ同和行為」の排除に向け、企業や関係機関との連携を図り啓発に努めます。

⑤ 「部落差別解消推進法」に基づく施策の推進

「部落差別解消推進法」の理念に基づき、同和問題の解決を今後も図るため、隣保館をはじめ関係機関との連携を密にしながらい人権相談や人権教育・啓発に取り組みます。

⑥ 「人を大切にす教育の基本方針」に基づいた教育の推進

「人を大切にす教育の基本方針」に基づき、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも自らの意志と選択によって学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを通して、「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に努めます。

2. 女性の人権(素案)

(1) 基本認識

わが国における女性の人権保障は、戦後の民主化と共に始まりました。1946（昭和21）年に公布された日本国憲法において、個人の尊厳と両性の本質的平等が謳われ、同年の選挙法の改正により、はじめて女性に参政権が認められ、それ以後、社会における様々な分野で活躍する女性も増えてきました。

国際的な動きと連動し、1985（昭和60）年に女子差別撤廃条約を批准し、1999（平成11）年6月には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女が共に参画する社会づくりを促進するための様々な取組が実施されています。

また、女性に対する暴力等への取組に関しては、2001（平成13）年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間とし、暴力は重大な人権侵害という認識のもと根絶に向けた様々な取組が実施されています。

さらに、2016（平成28）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、企業における女性の活躍推進に取り組むとともに、男性を含めた働き方の見直しを進めています。

しかしながら、日本の長い歴史の中でつくられてきた性別による固定的な役割分担意識がいまだに根強く存在し、このことが家庭や職場において性別による差別を生み、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

また、意識や考え方が変化しつつあるものの、根強く刷り込まれた意識にとらわれることが、結果として、それぞれの活動の広がりや難しさを難しくしてしまうおそれがあり、一人ひとりの個性と能力の発揮を妨げることもつながりかねません。

田辺市においても、女性に対する偏見や差別をなくし、性別にかかわらず人権が尊重され、すべての人がそれぞれの個性と能力を十分発揮することができ、多様な生き方を選択できる社会にするため、意識啓発・人権教育を推進しています。

（２）現状と課題

私たちは、個性や能力を制限されたり否定されたりすることなく、自らの意思で活動し、幸せを求めて生きていく機会を与えられなければなりません。性別の違いを理由として、こうした機会が制限されたり、差別的な取り扱いがされてはなりません。現状はどうでしょうか。

性別による固定的な役割分担意識によって、女性に対する家事・育児・介護等への過重な負担は依然として問題となっています。

家庭生活における分担意識やお互いの協力が必要となります。

また、就職や職場においては、男性優位の考えから来る男女間の格差が今なお存在し、田辺市においても各種の審議会・委員会・団体組織などへの女性の登用や参画率についても緩やかに伸びつつあるもののまだまだ低い状況にあります。

また、2016（平成28）年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、さらに、2017（平成29）年に「男女雇用機会均等法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されるなか、事業主に対し、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（嫌がらせ、いじめ）の防止措置を講じることが新たに義務づけられました。

企業においても、様々な取組が進められる中、男性を含めた働き方の見直しや女性が活躍できる環境整備は重要な課題です。

さらに、夫・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）や妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱い等の問題、性犯罪、売買春、ストーカー行為などは、身体的・精神的・性的暴力として女性の人権を著しく侵害するもので、その根絶は大きな課題です。

田辺市では、このような現状において、すべての人が、社会の対等な構成員として互いに人権を尊重し協力し合って、その個性と能力を発揮できる社会を築いていくために、「第2次田辺市男女共同参画プラン」に基づいた、様々な施策を推進します。

(3) 基本的な取組

① 固定的な性別役割分担意識の見直し

固定的な性別役割分担意識や刷り込まれた感覚が、社会活動への参画に対し制約を及ぼすおそれがあります。これまで社会の中で当たり前とされてきた男女のあり方を見直し、良きパートナーとしてお互いを尊重し、協力し合うことができる社会環境をつくるための教育・学習・啓発を推進します。

② 女性の社会参画の促進

あらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れた関連施策を企画・立案、実施するために、自治会や自主防災組織等の役職、審議会、委員会などに女性の登用を促し、方針決定過程における女性の参画が図られるよう、意識啓発や環境の整備を促進します。

③ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）・性犯罪・売買春など身体的・精神的・性的暴力の被害者の多くは女性です。これらは、著しい人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた啓発や支援を進めます。

なお、潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる周知と被害者の立場に立った対応に努めるとともに、関係部署と連携することで支援体制の充実を図ります。

④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事・家庭生活・地域生活など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会づくりを促進するため、共に協力して家事・育児等を担うための啓発や、子育て・介護の支援などの充実を推進します。

また、長時間労働など働き方の見直しや、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて、関係機関等と連携しながら啓発を推進します。

⑤ 男女共同参画推進のための施策の充実

「第2次田辺市男女共同参画プラン」について、広く市民の理解を深めるとともに、このプランに基づいた施策の取組を推進します。

3. 子どもの人権（素案）

（1）基本認識

わが国では、1947（昭和22）年に「教育基本法」、1948（昭和23）年に「児童福祉法」、1951（昭和26）年には「児童憲章」が制定されました。また、1989（平成元）年の国連総会では、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国も1994（平成6）年にこの条約を批准し、子どもを大人が保護すべき対象としてのみとらえるのではなく、大人と同じ権利を行使する主体として、「生きる権利」「参加や意見表明の権利」「教育を受ける権利」など、子どもには権利があることを明らかにしました。

その後、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」、2013（平成25）年には、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」が施行されました。2014（平成26）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために、教育、生活の支援などに取り組むこととされています。

児童虐待については、児童相談所での児童虐待相談対応件数が年々増加する一方、虐待による死亡事例が後を絶たない状況にあることから、2016（平成28）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が改定されるなど、子どもを取り巻く人権課題の解決に向けて、これまで積極的な取組が行われているところです。

しかし、近年、地域社会における人と人とのつながりの希薄化やインターネット・スマートフォン等の急速な普及による社会環境の変化、家庭・地域における養育能力の低下と子育ての孤立化、親の経済的不安定や倫理観の低下など子どもを取り巻く環境は著しく変化しており、子どもの人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

子どもの人権侵害の主なものには、「児童虐待」「いじめ」「体罰」があり、「児童虐待」については、「しつけだから」という理由で乳幼児や児童を保護者が虐待し、ときには死にいたらせるという痛ましい事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。

また、「いじめ」については、インターネット等の普及により、巧妙で陰湿ないじめが増加する一方で、見えにくくなっている実態も見られます。

さらに、「体罰」については、子どもの心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長するとともに、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあります。このほか、「子どもの貧困問題」「性的虐待」「児童買春」「インターネット上における児童ポルノの氾濫」なども、子どもの人権問題として深刻な社会問題となっています。

子どもの人権を考えるときは、次の三つの視点が大切です。

- ①子どもも大人と同様に基本的人権が保障されていること
- ②子どもは、大人よりも人権を侵害されやすい立場なので、社会的に保護され、守られなければならないこと
- ③子どもは、優れた教育環境の中で、教育を受ける権利を有していること

子どもの人権を守るためには、こうした三つの視点を踏まえるとともに、他人に対する思いやりやいたわり、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくため、家庭教育、学校教育、社会教育の果たす役割が、ますます大切になってきています。

（２）現状と課題

田辺市では、2015（平成27）年3月に「豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成」を基本理念とする「田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支える環境づくりや、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを推進しております。

また、小・中学校においては、「人を大切にする教育の基本方針」を学校教育の全領域の基礎に位置付け、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行っています。

さらに、田辺市教育研究所に「適応指導教室」を開設し、不登校の児童生徒への支援を行っており、一定の成果を収めています。

厚生労働省のまとめによると、2017（平成29）年度中に、全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は13万3,778件で、年々増加傾向にあり、過去最多となっています。

虐待の内容別では、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるう「面前DV」や暴言を浴びせるなどの「心理的虐待」が7万2,197件と最も多く、身体的虐待が3万3,223件、ネグレクト（養育の放棄・怠慢）が2万6,818件、性的虐待が1,540件となっています。

2017（平成29）年度中に、田辺市の家庭児童相談室で対応した相談人数は147人で、その内、虐待相談件数は96件となっています。

文部科学省の調査によると、2017（平成29）年度における全国の「いじめ」の件数は、41万4,378件で前年度より9万1,235件増加し、過去最多となっています。

2017（平成29）年度中の、田辺市のいじめ認知件数は8件（小学校4件、中学校4件）となっています。

「いじめ」は、人間としての尊厳を踏みにじり、時には生命にもかかわる重大な問題であり、絶対に許されない行為です。

また、いじめ等が原因となる不登校は、教育を受ける権利を保障する上でも、さらに子どもの人格形成にも大きな影響を与えていると考えられます。こうした中、田辺市では、2014（平成26）年3月に、「田辺市いじめ防止基本方針」を策定し、また同年7月には「田辺市いじめ防止等に関する条例」を施行し、いじめの防止等のための対策を定めることで、児童等の人権が守られ、安心して生活ができるよう、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめを許さない社会の実現をめざしているところです。子どもは社会の宝であり、未来を担うかけがえのない存在です。親からの虐待や、いじめなどにより辛く苦しい思いをしている子どもにいち早く気づくためには、家庭、学校、地域、関係機関等が幅広く連携した取組が必要です。

また、子どもを単に保護や指導の対象としてのみ捉えるのではなく、「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」の理念に基づき、子どもを独立した人格として尊重する意識を持つことが大切になります。

すべての子どもが性別、国籍、障害の有無、生まれた環境に関わらず、自らをかけがえのない存在であると実感でき、自己的人権の大切さを知ることによって、他人の人権も大切にできる意識を育むことができるように、発達段階に応じた総合的な支援を図るとともに、子どもの人権についての教育・啓発の推進に努めます。

(3) 基本的な取組

① 子どもの人権についての教育・啓発

すべての子どもは、権利を持った一人の人間として尊重され、権利を享受し行使する主体であるという認識が大切です。

「児童の権利宣言」「児童の権利に関する条約」「児童憲章」「児童福祉法」「教育基本法」などを踏まえ、様々な機会をとらえて子どもの人権が保障される社会の実現に向けた教育・啓発を推進します。

② 豊かな人権感覚を持った子どもの育成

豊かな人権感覚を育むためには、幼少期から、生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心を育み、お互いを大切にしようという態度や行動を育成することが大切です。

また、豊かな人権感覚は、単に言葉で教えることができるものではなく、子どもが主体的に関与し、参加し、体験することを通してはじめて身につくものであるため、発達段階に応じた人権教育・啓発等を推進します。

③ 子どもの人権を尊重する健全な環境づくり

子どもの人権尊重意識の形成には、大人が規範意識や倫理観を高め、人権を大切にする生き方を示すことが重要になります。

このため、親自らの学習活動に対する支援をはじめ、親子での体験学習の促進など、温かい親子関係を育み、親子がともに学ぶことができるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。

また、安心して子どもを育てられる環境づくりをめざし、書籍や映像ソフト、インターネット等における有害な情報から子どもを守るために、環境浄化の取組にもより一層努めます。

④ 子どもの「虐待」や「体罰」、「いじめ」の防止と相談体制の充実

子どもに対する「虐待」や「体罰」、「いじめ」の問題は、子どもの健やかな発育・発達を損なうだけでなく、心身に重大な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻なものもあり、緊急かつ適切な対応を要します。家庭、学校、地域、関係機関等が幅広く連携して、「発生の予防」「早期発見、早期対応」「保護・支援」に向けた取組の充実に努めます。

また、近年では「ネットいじめ」と呼ばれるインターネット上の掲示板やブログ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を悪用した問題も発生しており、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した学習会等の充実に努めます。

⑤ 社会生活を円滑に営むことが困難な子どもの支援

社会になじめずに、自宅にひきこもりがちな子どもや不登校児童・生徒などに対して、各種相談や学習機会、社会と触れ合う交流の場などを提供し、自ら社会的自立に向かうよう支援の充実に努めます。

⑥ 子育てしやすい環境づくり

「子どもは社会の宝」であるとの認識で、家庭、学校、地域が一体となって子育てを支援する環境づくりを推進するとともに、子育て世代が集う場や地域における居場所づくり、保育サービス等の充実など子育てと社会参加の両立支援の促進に努めます。

⑦ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の連鎖を防ぐため、教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援の充実に努めます。

4. 高齢者の人権（素案）

（1）基本認識

わが国では、平均寿命の大幅な伸びや出生率の低下による少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者である「超高齢社会」となっています。

また、核家族化が進む中で、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増えていることなど、生活環境は大きく変化するとともに、介護を必要としたり、認知症を発症する高齢者が増えてきています。

こうした状況の中、高齢者に対する身体的・心理的虐待、養護・介護の放任や放棄（ネグレクト）、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分といった経済的虐待、介護施設等の従事者による虐待などといった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

1992（平成4）年の国連総会において、1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議がされました。

わが国でも、1998（平成10）年に「国際高齢者年」における取組の基本的な考え方について、関係省庁の申し合わせがされたほか、この間、1995（平成7）年には、「高齢社会対策基本法」が施行されるとともに、翌年には、高齢者の社会参加や地域社会との共生をめざす「高齢社会対策大綱」をつくり、その後この大綱は見直しを重ねられながら、現在も様々な取組が行われているところです。

高齢者問題は、高齢者の数が増加し、人口に占める割合が高くなるという社会の状況と、高齢者個人の加齢に伴って生じる様々な状況という二つの側面から考える必要があります。

日本が世界でも類を見ない「超高齢社会」の中で、高齢者の尊厳の保持において高齢者虐待を防止することが重要であることから、2006（平成18）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が、また同年6月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。

また、近年は高齢者の判断能力の低下を悪用した「詐欺商法」や「振込詐欺」等が横行し、大きな社会問題になっています。

加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減衰には個人差があります。

心身の状況により様々なサービスや介護を必要とする高齢者が増加している一方、働く意欲と能力を持ち可能な限り自立した在宅生活を送りたいと考えている高齢者も多くいます。

このようなことから、高齢社会における様々な対策は、高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応して、実施する必要があります。

しかしながら、現実には、著しく高齢化が進む中、介護に関する問題や孤独死、虐待など、高齢者の人権にかかわる様々な問題が生じています。高齢者問題は、すべての人の課題であり、だれもが出会う問題です。

高齢者の人権を考えると、高齢者を福祉の対象としての「保護の客体」と見るのではなく、「権利の主体」として理解することが大切です。

（２）現状と課題

田辺市では、2018（平成30）年に今後の高齢者保健福祉のあり方について、また介護予防事業や介護保険事業の充実、健康寿命の延伸及び地域包括ケアシステムの構築を促進するために、「田辺市長寿プラン2018」を策定しました。

この計画に基づいて、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けていくことができるように支援するほか、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活することができる環境づくりや社会参加の促進、施設サービスの充実など、様々な取組を総合的に推進しています。

2018（平成30）年3月末現在、市の人口は74,877人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は23,954人です。全人口に対する高齢者人口の割合（高齢化率）は、32.0%となっており、総務省の調査による2017（平成29）年の全国高齢化率の27.7%と比較して4.3ポイント高くなっています。

特に、山間地域を中心に高齢化が進んでおり、旧田辺地域30.1%の高齢化率に対して、本宮地域48.0%、中辺路地域44.2%、龍神地域41.4%、大塔地域35.7%といずれも高くなっています。市全体で、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加の傾向にあり、特に男性よりも女性の高齢化率が高くなっています。

高齢者の問題を考えるとき、高齢化に伴う身体機能の低下や疾病、障害などに関する健康上の問題と、豊かな老後を送るための生きがいの問題が重要となります。

超高齢社会となった田辺市では、高齢者一人ひとりが生涯にわたって、住み慣れた地域で心豊かに生きがいのある生活を営むことができるよう、それぞれの地域性を視野に入れた高齢者福祉対策に取り組んでいます。

全ての市民が高齢者問題を自分自身の問題としてとらえ、高齢者の尊厳が保障されるよう、教育・啓発を推進します。

(3) 基本的な取組

① 高齢者に対する人権侵害の防止

超高齢社会を迎え、高齢者も地域社会の一員として役割を担うことが、全ての世代がいきいきと暮らしていける基盤となります。

加齢に伴う衰えを正しく理解し、「ともに生きる社会」の形成に向けた人権啓発を推進します。

また、高齢者虐待の防止や、虐待を受けた高齢者の保護及び支援を実施するために「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」を開催し、庁内の関係各課の他、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関と連携し高齢者の権利擁護の強化を図ります。

② 高齢者を地域で支え合う環境づくり

人生経験が豊かな高齢者が大切にされ、安心して住み慣れた地域で快適な生活が続けられるよう、地域全体で高齢者を支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。

③ 高齢者の自立と生きがい対策の推進

高齢者が持つ豊かな知識や経験等を地域社会に活かせるようにボランティア活動、世代間交流など、地域に根差した自主的な活動を支援し、いつまでも生きがいを感じられる地域社会づくりを進めます。

また、シルバー人材センターの活動を促進し、高齢者が長年培ってきた豊かな知識や技能、能力を活かせる就労機会の提供に努めます。

④ 高齢者を介護する家族への支援

高齢者の虐待につながりやすい状況として、介護による身体的・精神的苦痛やストレス、不安などが報告されています。高齢者を介護する家族が過重な負担を強いられることのないよう、地域包括支援センターを中心に相談活動等の総合的な支援に努めます。

また、徘徊行動がある認知症高齢者の事故を未然に防止するとともに、家族の身体的・精神的及び経済的負担を軽減するための支援に努めます。

⑤ 高齢者の財産、権利を守るための支援

高齢者の判断能力の低下を悪用した「詐欺商法」や「振込詐欺」の被害が大きな社会問題になっております。高齢者の財産や権利を守るため「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の周知に努めるとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。

⑥ 「田辺市長寿プラン2018」に基づいた総合的な施策の推進

上記プランの基本理念である「地域の中で高齢者一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を実現していくため、高齢者の生活の質の向上や介護保険制度の円滑な実施等に向けた施策を総合的に推進します。

⑦ 避難行動要支援者の支援対策

災害時における避難において支援が必要な高齢者の安全を確保するため、本人の意向を尊重しつつ「避難行動要支援者名簿」に登録し、必要な情報を関係機関と連携するとともに、日頃の地域のつながりづくりを行うことにより、災害時において迅速かつ、適切な対応ができるように努めます。

⑧ 高齢者にやさしい生活環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「田辺市長寿プラン2018」等に基づき、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、高齢者だけでなく全ての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

5. 障害のある人の人権（素案）

（1）基本認識

わが国においては、2004（平成16）年に「障害者基本法」が改正され、障害を理由とする差別禁止の理念が法律に明記されるとともに、12月9日の「障害者の日」が12月3日から9日までの「障害者週間」に拡大されました。同週間では、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、「共生社会」の理念の普及を図るための多彩な行事が開催されています。しかし、現実には、障害のある人に対する暴行や虐待が発生するなど、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえない状況にあります。その結果として、障害のある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいえない状態にあります。

このような中、2006（平成18）年に国連において「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国は2007（平成19）年に条約に署名し、条約批准に向けた国内法の整備が進められることとなりました。2011（平成23）年に「障害者基本法」の改正、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、2013（平成25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、同じく2013（平成25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定を行うなどの基本的な法整備が進められ、2014（平成26）年に「障害者権利条約」の140番目の批准国となり、条約の理念に基づいて障害者施策を推進することとなりました。

2016（平成28）年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」と障害のある人もない人も同じように生活するために必要とされる「合理的配慮の提供」が求められています。

このように、障害があっても差別されることなく自分の能力を発揮して、共に生きることのできる社会の実現に向けた取組が徐々に広まってきています。

内閣府がまとめた「平成30年版障害者白書」によると、わが国で障害のある人は、身体障害児者が約436万人、知的障害児者は108万2千人、精神障害者は約392万4千人となっています。単純に合計すると、約936万6千人となります。そのうち、65歳以上の身体障害者は、約321万人と約7割の人たちで占められており、高齢化が急速に進む中で、何らかの障害

を持って生活を営む人々が、地域社会の中でますます大きな割合を占めるようになってきています。

障害のある人だけでなく、すべての人が安心して幸せに暮らせるまちづくりのためには、私たちの生活の中にある障壁（バリア）について正しく理解し、取り除く必要があります。

バリアについては、次の四つに分けることができます。

①「物理的バリア」

階段や歩道の段差、通行を妨げる障害物、点字ブロックやスロープ、エレベーターの不備など建物や道路、交通機関などに関するバリア

②「制度的バリア」

障害を理由に、入学や就職、資格試験の欠落など配慮を欠いた制度のバリア

③「文化・情報面のバリア」

音声案内や点字・字幕がない、講演会などで手話通訳や要約筆記がない、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への理解不足などのバリア

④「意識（心）のバリア」

障害のある人についての無理解や無関心、偏見など人々の意識の中の心のバリア

こうした四つのバリアをなくす「バリアフリー」を進める中で、重要なのは、障害のある人を最初から「特別視する」意識や、偏見・差別的なまなざしという「意識（心）のバリア」を解消することではないでしょうか。

障害のある人の人権問題は自分とは関係がないと考えがちですが、障害を引き起こす疾病や事故など、様々な原因はだれもが直面する可能性があります。

障害がある人も、ない人も同じように地域の中で活動することが通常の間であるという「ノーマライゼーション」の考え方に基つき、一人ひとりが社会の中でかけがえのない存在であるということを基本にした教育・啓発を進める必要があります。

（２）現状と課題

田辺市では、2018（平成30）年に障害のある人や障害のある子どもを取り巻く様々な課題について、現状や意向を的確にとらえながら長期的な視点から総合的、効果的な障害者施策を推進するため、「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」を策定しました。

この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び改正児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的にしたもので、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を基本理念とし、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人が希望する場所で安心して暮らせるための施策を総合的に推進しています。

2017（平成29）年度で、田辺市で身体障害者手帳を所持している人の数は3,710人、療育手帳を所持している人の数は816人、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は511人となっています。いずれかの手帳を所持している人2,000人を対象に、同年度に実施した「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」に係るアンケートでは、「差別や偏見を感じることもあるか」という質問に対し、『感じる』が【身体】で2割台、【知的】【精神】で4割台となっており、2012（平成24）年度の調査と同様の傾向がみられました。

このように、障害のある人の日常生活の実態は満足できる状況であるとはいえません。

その理由の一つとしては、現在の社会の仕組みや意識が、障害のある人及びその家族と地域社会との結びつきを希薄にしていることなどが考えられます。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害がある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、支えあいながら地域社会の一員としてともに安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害のある人の人権を守り、市民がともに支えあう施策を推進します。

そのために、地域や日常生活の中にある「物理的なバリアフリー」とともに、障害のある人に対する偏見や差別をなくす「心のバリアフリー」を促進します。

また、障害のある人の社会参加と自立を促進するために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、雇用・就労を支援する事業及び教育・啓発の充実など様々な事業を実施し、住み慣れた地域で生きる喜びを感じ、安心と尊厳をもって暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

(3) 基本的な取組

① 障害のある人に対する人権侵害の防止

障害のある人の人権が尊重される社会の形成に向け、障害のある人の特性や障害への正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進します。特に、内部障害や知的障害、精神障害、自閉症など、外見からわかりにくい障害については、より一層の理解の促進を図ります。

また、障害のある人への虐待の防止や、虐待を受けた障害者の保護及び支援を実施するために「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」を開催し、庁内の関係各課の他、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関と連携し障害のある人の権利擁護の強化を図ります。

② 障害のある人を地域で支え合う環境づくり

障害のある人が大切にされ、安心して住み慣れた地域で快適な生活ができるよう、地域全体で支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。また、保育所、幼稚園、学校、地域等において学習の機会や、障害のある人とない人の交流機会の拡大に努め、「心のバリアフリー」を促進します。

③ 障害のある人の社会参加の促進

自由な社会参加が可能となる社会とするため、生活環境面での物理的なバリアフリーや、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する理解など障害のある人が安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

④ 雇用・就労の支援と社会参加の促進

雇用・就労は、障害のある人の社会参加や自立した生活を送るためにも、また自己実現を図るためにも重要であり、障害のある人がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるよう教育・福祉・雇用等各分野との連携を図ります。

⑤ 障害のある人の財産、権利を守るための支援

障害のある人の判断能力の低下を悪用した「詐欺商法」や「振込詐欺」の被害が大きな社会問題になっております。障害のある人の財産や権利を守るため「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の周知に努めるとともに、田辺市障害児・者相談支援センターゆめふる等の関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。

⑥ 「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」に基づいた総合的な施策の推進

上記計画の基本理念である「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を実現していくため、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人が希望する場所で安心して暮らせるまちに向けた施策を総合的に推進します。

⑦ 避難行動要支援者の支援対策

災害時における避難において支援が必要な障害のある人の安全を確保するため、本人の意向を尊重しつつ「避難行動要支援者名簿」に登録し、必要な情報を関係機関と連携するとともに、日頃の地域のつながりづくりを行うことにより、災害時において迅速かつ、適切な対応ができるように努めます。

⑧ 障害のある人にやさしい生活環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」等に基づき、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、障害のある人だけでなく全ての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

⑨ 「障害者差別解消法」の周知や理解を図る

「障害者差別解消法」について、広く周知するとともに、法の理念を踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。

6. 外国人の人権（素案）

（1）基本認識

近年では、交通手段や情報通信技術の急速な発展により「人、モノ、情報」の交流が国境を越えて活発化し、社会、経済、文化の面において、国際的な相互依存の関係が深まる中で、様々な国籍をもった人たちが日本で生活するようになってきました。

1995（平成7）年にわが国が批准した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しており、また、日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留している外国人についても等しく基本的人権の享有を保障されるとしています。しかし、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足等から、近隣住民との摩擦や偏見、アパートやマンション等への入居拒否、就労に関する不当な取扱いなど外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的問題となっております。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。

これらの言動はいかなる場合においても正当化することができない人権侵害であり、このような状況に対し、2016（平成28）年6月に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

ヘイトスピーチのような差別的言動を許さず、外国人も日本人も同じように、安心して共に生きていく社会の実現をめざすことが、私たち一人ひとりに求められています。

現在、日本で暮らす外国人住民には、「言葉の壁」「意識（心）の壁」「制度の壁」があるとされています。

こうした壁をなくすためには、国籍や歴史、文化、生活習慣、価値観等の違いに関わらず、同じ地域に暮らす住民として、お互いの人権を尊重しあえる意識を育て、多様性を活かした「多文化共生社会」を築いていくことがますます重要になっています。

（２）現状と課題

わが国に入国する外国人は年々増加しており、2017（平成29）年の入国者数は、再入国者数を含めて約2,743万人で過去最高となりました。

和歌山県の外国人登録者数は、2017（平成29）年12月末には74ヶ国、6,407人となっており、日常生活の様々な場面で外国人と触れ合う機会が増えています。

県では、1998（平成10）年に「和歌山県国際交流センター」を設置し、また、2003（平成15）年に「和歌山県国際化推進指針」を策定し、国際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に取り組んでいます。

田辺市における外国人登録者数は、2018（平成30）年3月末現在、23ヶ国、251人で市の総人口に対する割合は0.33%となっています。

2012（平成24）年7月からは、外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになったことにより、従来にも増して、同じ住民として、国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求められています。

田辺市では、外国人との交流機会を提供する事により、市民レベルでの国際交流を図ることを目的とした「田辺市国際交流センター」を設置し、外国人向けの生活情報の提供や相談事業等を行っています。

また、世界遺産登録後に増加している外国人来訪者に対しても安心して過ごせるように、「田辺市観光センター」では外国語対応のスタッフが常駐し、紀南観光の各種相談等に応じています。

そのほかにも、外国語表記を含めたホームページの充実や市内案内看板の外国語併記、緊急通報時における多言語通訳サービスの実施などの施策を展開しています。

しかし、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足などから、外国人に対する偏見や差別意識が今なお存在しており、不利な条件での雇用や就労上における問題、日常生活におけるトラブル等が生じています。定住外国人の公務員への採用に係る国籍要件や地方参政権についても様々な議論が行われています。

こうした外国人に関わる問題を解決するためには、国籍や民族に関わらず、外国人も地域に暮らす住民の一人として、文化や宗教、生活習慣などの違いを理解し、これを尊重することが大切です。

真の国際化社会を実現するには、今後も、外国人も日本人も同じように共に安心して暮らせるまち「多文化共生社会」を推進することが不可欠となります。

(3) 基本的な取組

① 外国の歴史、文化、風習等についての正しい理解と認識

外国の歴史、文化、風習について正しい理解と認識を深め、様々な価値観の違いを認め合い、尊重し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てるための教育・啓発を推進します。

② 国際理解教育の推進

学校教育においては、外国の人を招くなど多様な機会を設け、人種、民族、国籍の違いを越え、個人として尊重し合い、外国の文化や伝統を尊重し、外国人児童生徒と共に生きていく心や態度を育てる国際理解教育を推進します。また、外国人児童生徒に対しては、日本語指導や生活適応指導など適切な支援に努めます。

社会教育においては、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供に努めます。

③ 外国人にやさしい生活環境の整備

外国人が言葉や制度の違いから生じる問題に対して、安心して快適な生活が送れるよう、田辺市国際交流センターを拠点として、外国語による生活情報の提供や相談活動の充実、日本語習得の支援を図ります。

また、ユニバーサルデザインに配慮し、外国人だけでなく全ての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

④ 定住外国人の地方自治への参画

幅広い市民の意見を市政に活かしていくためには、多様な文化的背景や考え方を持っている定住外国人の意見を求めることは大切です。

そのため、各種審議会への参画をはじめ市職員の採用についても、その必要性を検討していきます。

⑤ 「ヘイトスピーチ解消法」に基づく施策の推進

「ヘイトスピーチ解消法」の理念を踏まえ、民族や国籍の違いを越え、互いの人権を尊重し合う「多文化共生社会」の実現に向けて、関係機関と連携しながら人権教育・啓発に取り組みます。

7. 感染症・難病の方の人権（素案）

（1）基本認識

わが国には、様々な感染症や難病等の病気を抱えて暮らしている方がいます。医療技術の進歩や医療体制の整備、1991（平成11）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、2008（平成20）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されるなど患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病等の患者や家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いが徐々に改善されてきています。

しかしながら、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別を生み、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、公衆浴場への入浴拒否など感染症や難病等に対する理解と認識は十分ではありません。

「平成29年エイズ発生動向年報」によると、2017（平成29）年末におけるH I V感染者は19,896人、エイズ患者は8,936人となっており、感染者の増加が続いており、特に感染者の低年齢化が進行していることから、正しい知識や予防法を知ることが重要になってきています。

また、ハンセン病は、わが国では特殊な病気として扱われ、1907（明治40）年に「癩予防ニ関スル件」が制定されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間として基本的な権利が奪われてきました。さらに、強い偏見や差別は患者だけでなく家族にまで及ぶ状況がありました。

1953（昭和28）年に「らい予防法」が制定され、また治療薬が出来た後も、強制隔離及び人権剥奪が続きました。

「らい予防法」が廃止された1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が制定されて、ようやく旧法の過ちが認められました。

難病のある人については、難病対策を充実させ、良質で適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図るものとして、2015（平成27）年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されています。

このように、法律の整備が進む中、H I V感染症やハンセン病、難病等の人権問題の解決には、病気に対する正しい知識や理解の普及を図るとともに、それぞれの人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境の整備が必要です。

（２）現状と課題

エイズ患者・H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別は、それぞれの病気について正しい知識と理解が不足しているために存在することから、正しい知識の普及や偏見や差別をなくすための取組が重要となります。

エイズウイルスは、性的接触に留意し、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。

近年、新規のエイズ患者やH I V感染者については、男女を問わず20代、30代の若年層で感染が拡大しています。

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症ですが、今では、治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症もなく治癒します。

しかし、古くからハンセン病を患った人々に対する様々な偏見や差別があり、明治以降には、施設入所を強制する隔離政策が続けられた結果、患者やその家族に対する強い偏見や差別が存在しました。

2001（平成13）年、熊本地裁で、「らい予防法」のもとの隔離政策を憲法違反とし、国の責任を認めた原告勝訴判決がなされました。

しかし、これまでの政策や病気に対する誤った知識や偏見により、2003（平成15）年に起きたハンセン病元患者らに対する宿泊拒否事件にみられたように、依然としてハンセン病に対する偏見や差別が存在していることが明らかになりました。

こうしたことから、2009（平成21）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、また、2009（平成21）年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されていない病気のことをいいます。そのため、経済的な負担だけでなく、患者とその家族の精神的な負担は重くのしかかっているのが現状であり、より綿密に経済的及び精神的な支援を行うことが必要となっています。

また、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われることもあり、病気を周囲の人に隠して生きている人もおられ、これらの偏見や差別の解消が課題となっています。

様々な病気をめぐる状況は、医療技術の進歩や医療体制の整備、社会環境により変化するものですが、田辺市では、ハンセン病やH I V、難病などに対する正しい知識の普及や啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と患者や家族への支援体制の充実に努めます。

(3) 基本的な取組

① エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及

ハンセン病は適切な治療によって、完治する病気であり、感染する可能性は極めて低く、遺伝もしません。

また、エイズの原因であるH I Vも非常に感染力の弱いウイルスであり、正しい知識と予防法を知ることで感染を防ぐことができます。

感染症に関する正しい知識や理解を深め、予防に必要な注意を払うよう教育・啓発を推進します。

② 学校教育におけるエイズ教育の推進

学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、エイズなどの感染症等に対する偏見や差別が生じないように、思春期教育を含め、人をおもいやる心を育む教育に取り組みます。

③ エイズやハンセン病患者・元患者の社会参加と社会復帰への支援

感染症や難病等に罹患した場合は、安心して適切な医療を受けられるよう県や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。

また、エイズやハンセン病患者・元患者に対する偏見と差別をなくし、元患者や感染者等の人たちが社会参加や社会復帰できるよう関係機関と連携を深めます。

④ 難病患者やその家族の人権に配慮した支援体制

難病患者やその家族の不安の解消を図り、人権やプライバシーの保護に努めるとともに、安心して社会生活ができるよう医療・福祉関係機関と適切な連携を深めます。

8. 犯罪被害者等の人権

(1) 基本認識

犯罪被害者やその家族又は遺族は、被害に遭ったという身体的・精神的な被害だけではなく、治療のための医療費や休業・休職したことによる損失等の経済的負担、さらには捜査や裁判にかかる時間的負担などに苦しんでいます。また、マスメディアによる過剰な取材や報道やインターネット上の悪意の書き込み等によるプライバシーの侵害、名誉毀損などの二次的な被害も深刻な問題となっています。

1981（昭和56）年に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が施行され、この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障害が残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。

その後、1999（平成11）年には被害者等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を通知できる「被害者等通知制度」が施行されました。

政府をはじめ、関係機関、マスメディア及び民間の被害者支援団体等で被害者支援の重要性の認識が高まる中、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護などの支援体制が改善されてきました。しかし、制度面の改善だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任なうわさや中傷、興味本位の取材などがなされないよう人権に配慮していくことが大切です。

(2) 現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害のほか、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題があります。特に大きな精神的・心理的ショックを受けることにより、トラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの症状が残ることもあり、犯罪被害者等が受ける精神的被害は深刻です。その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

犯罪被害者に対する理解と支援には、「犯罪は被害者に対する人権侵害であり、だれもが犯罪被害者になる可能性がある。」という認識の上に立って、被害者及びその家族を社会全体で支え合う環境をつくるのが大切です。

(3) 基本的な取組

① 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。

② 犯罪被害者等のプライバシーを守る努力

社会の風潮等へ多大の影響力をもつマスメディア等のあり方についての啓発を推進します。

③ 犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりの促進

犯罪被害者やその家族に対する精神的支援を始めとする各種支援活動（電話及び面接相談、病院や裁判所への付き添い、国への給付金申請の直接支援、支援員の要請及び研修、支援に関する啓発事業）を目的に設立された民間団体「公益社団法人 紀の国被害者支援センター」の活動への援助を行うなど、犯罪被害者等への情報提供、相談・カウンセリング体制の整備並びに負担軽減等を進め、犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりを推進します。

④ 再被害を防止するための連携の深化

犯罪者の再犯防止は、犯罪被害者等を救済することにつながるという認識のもと、再被害を防止するために関係機関や地域との連携を深めます。